

風水害等の発生が予想される場合の対応について

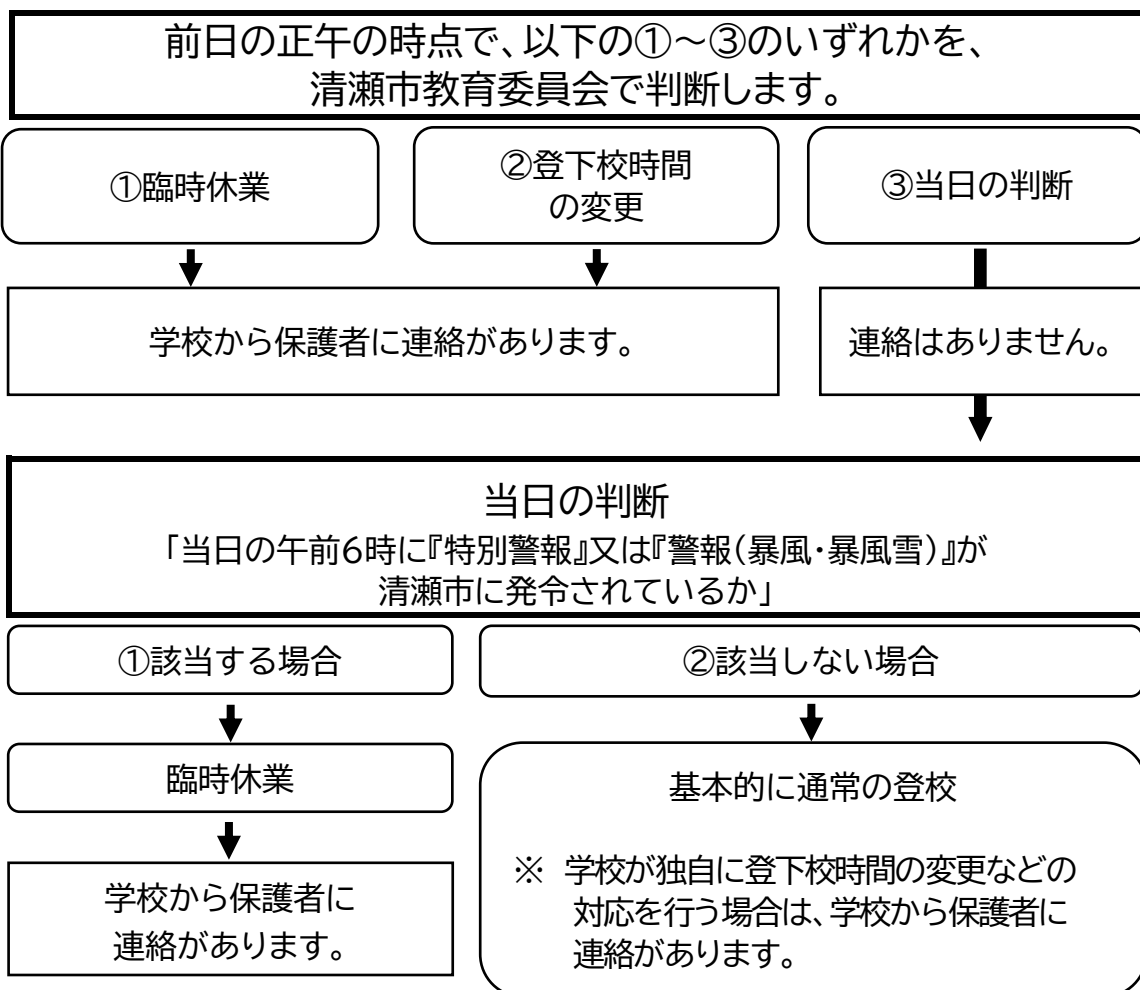
清瀬市教育委員会

令和7年4月

日頃より、清瀬市の教育施策並びに学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

風水害等の発生が予想される場合の対応について、当日午前6時の時点で、気象庁から「特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)」又は「警報(暴風・暴風雪)」が清瀬市に発令されていた場合は、全校で一斉臨時休業となります。対応の流れについては、以下をご確認ください。

風水害等の発生が予想される場合の流れについて



【担当】 清瀬市教育委員会 教育部 教育指導課

電話 042-497-2552